

だれもが暮らしやすい社会を ～ハンセン病の歴史から～

1 主 題 人権と共生のまちづくりについて考えよう

2 主題・教材について

ハンセン病問題は、私たちが疾患について理解するだけでは解決しない。社会復帰した人の中には、病気のことを家族に話せずにいる人も多い。国家賠償訴訟において国の責任が認められ、国の対策が進んだからといって、全てが克服されたというわけではない。入所者、社会復帰者やその家族が置かれている状況は様々であるが、今なお世間の目をおそれて暮らしている人の存在や思いを知り、ハンセン病問題を過去のこととせず、その反省を未来に生かし、人権尊重の視点に立つ社会を創造していく必要がある。

この教材では、ハンセン病問題について学び、全ての人の人権が尊重される社会を築くために、自分たちに何ができるかを考え、行動しようとする態度を養いたい。

(関連教科・領域：社会、保健体育、総合的な学習の時間)

3 ねらい

- ・ハンセン病について正しく知り、ハンセン病問題を人権問題として捉える。
- ・ハンセン病の歴史から、人権と共生のまちづくりを進める上で必要なことを整理する。

4 展開例

過程	主な学習活動	指導上の留意点	備考
導入	北山十八間戸を知ろう。		DVD
	・北山十八間戸の文章を読み、かつてハンセン病患者は手厚く保護・救済されていたことを知る。	・北山十八間戸はハンセン病患者を保護・救済するための施設であり、隔離したものではないことを押さえる。 ・「人権スポット」を活用することも考えられる。	
展開	ハンセン病問題の歴史を学ぼう。		ワークシート
	・本文(P.76 L.16～L.31)を読み、ハンセン病の歴史について正しく理解する。	・ワークシートを活用するなどし、正しく理解できるよう丁寧に進める。	
	・本文(P.77 L.1～L.12)を読み、ハンセン病問題の解決に向けた歴史について正しく理解する。	・ハンセン病患者に対する偏見・差別を助長したものは、人々の無知と誤った施策であることに気づかせたい。 ・2001(平成13)年、国のハンセン病政策が不適切であったことが裁判で明らかにされたことを押さえる。 ・「らい予防法」が廃止され、かつての不適切なハンセン病政策が明らかになっても、厳しい偏見・差別のため、故郷に帰ることのできない元患者が多くいる事実や身元が明らかになると故郷の家族が差別されるので、名前を変えて療養所で暮らしている人が多いという事実などを伝える。	ワークシート
	ハンセン病元患者の思いを想像しよう。		ワークシート
	・ハンセン病元患者が書いた詩を読む。	・このときの、ハンセン病元患者の思い(喜びとここに至るまでの悔しさなど)をしっかりと味わわせたい。	
	ハンセン病問題の解決に向けて必要なことを考えよう。		

展 開	・「ハンセン病問題は解決した？」（P.77下部）を読み、ハンセン病元患者に対する宿泊拒否事件から、ハンセン病問題の解決に向けて必要なことを考える。 ・考えたことについて意見を交換する。 ・ハンセン病問題に類似する身の周りや国内外での出来事について考える。	・仮に、ハンセン病が感染しやすい病気であったとしても、患者の人間としての尊厳を損なうような対応は許されないことにも気づかせたい。 ・まずグループで意見交換し、その後、クラス全体で意見交換すること考えられる。 ・ハンセン病問題は過去の問題となりつつあるが、近年は新型インフルエンザやノロウイルス等の感染者に対する人権侵害も存在することに気づかせたい。	ワークシート
ま と め	学習をふり返り、人権と共生のまちづくりの課題を自らのものとしよう。 ・学習したことをふり返り、意見交換により学びの共有を図る。 ・この学習で学んだことを生活に活かそうとする態度を養いたい。		

《資料》

◎ 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」に基づき奈良県で行っている取組

◆ 正しい知識の普及啓発

ハンセン病に対する偏見や差別をなくすために、啓発パンフレットを作成したり、研修を行ったりしています。

◆ 療養所への訪問事業

ハンセン病患者たちや回復者たちがたどった長く悲しい歴史を繰り返さないため、ハンセン病療養所を訪れ、県出身者との交流促進を図っています。

◆ 療養所入所者の里帰り事業

高齢化が進む療養所入所者たちのふるさとへの思いを支え、家族面談や墓参り、思い出の場所の見学などを行っています。

◆ 親族に対する生活援護事業

療養所入所者の親族に対する援護を行っています。

◎ ハンセン病患者や回復者たちの現在の状況

◆ 平成24年5月1日現在の療養所入所者数は、2,144人で、その平均年齢は約81.6歳です。平成8年（1996年）「らい予防法」が廃止され、国の隔離政策は改められました。しかし、療養所入所者の多くはすでに高齢となっており、ハンセン病の後遺症から重い身体障害をもつ人もいて、社会復帰して自力で生活することは困難な状況にあります。また、今もなお社会に偏見や差別が残ることから療養所の外で暮らすことに不安を感じている人もいます。

◆ 療養所入所者の中には、高齢や体の障害、周囲の偏見などを乗り越え、療養所を退所して社会復帰した人もいますが、その数は決して多いとはいえません。また、退所しても故郷に戻れるとは限りません。かつて、家族に迷惑が及ぶことを心配して本名も戸籍も捨て、故郷で死亡したことになっている人もいます。そのため、現在も故郷に帰ることなく、肉親との再会さえ果たせない人もいます。療養所で亡くなった人の遺骨の多くが、今も実家の墓に入れられないまま各療養所の納骨堂に納められています。

参考：奈良県医療政策部保健予防課感染症係「ハンセン病で苦しんでいる人たちのことを知っていますか」

▶ 参考となるホームページ ◀

- ・厚生労働省 中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>
- ・国立ハンセン病資料館
<http://www.hansen-dis.jp/>
- ・ハートネットTV いろんな番組の情報 ハートなブログ
<http://www.nhk.or.jp/hearttv-blog/700/175481.html>

ハンセン病

の歴史について正しく知しましょう。

ハンセン病とは・・・に感染することで起こる。

- ・1873（明治6）年、ノルウェーのハンセン医師が発見。
- ・感染力が、非常に.
- ・感染しても発病することは.

にもかかわらず

19世紀後半、ハンセン病は「恐ろしい伝染病」と考えられていた

患者をに収容した。

1931（昭和6）年 「らい予防法」・・・すべての患者をする。

この頃の人々はハンセン病に対してどのようなイメージを持っていたと思いますか。

⇒ 偏見・差別を助長

1946（昭和21）年 特効薬の登場

ハンセン病は病気

にもかかわらず

1953（昭和26）年 「らい予防法」 ⇒ 患者の強制収容は続けられた。

⇒ 偏見・差別も続いた。

1996（平成8）年 「らい予防法」廃止

2001（平成13）年 「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」熊本地裁判決

ハンセン病に対する国の政策がことが認められる。

このときのハンセン病元患者の思いを想像してみましょう。

にもかかわらず

2003（平成15）年 ハンセン病元患者の宿泊を拒否する事件が起こる。

◇ハンセン病問題（ハンセン病元患者に対する人権侵害）を解決するには、何が必要だと思いますか？

必要だと思うもの（単語）を思いつく限り書いてみましょう。

名前